

介護保険事業に係る基準・報酬に関する質問にあたっての留意事項 (令和5年度版)

1 質問を受付するサービス

地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

2 県指定サービスに関する質問

県指定のサービスの問い合わせについては神奈川県高齢福祉課にお問い合わせください。

※介護報酬について神奈川県より保険者判断と回答された場合においては、告示又は解釈通知等のどの部分について保険者判断とすることが可能という県の見解を得たのか質問票に具体的に記載してください。

※居宅介護支援事業者からの問い合わせでも、問い合わせ内容が県指定サービスの基準・報酬に関する内容の場合の問い合わせ先は神奈川県です。

3 質問方法

質問内容の正確な把握、及び認識の齟齬等に基づくトラブルを回避するため、原則として質問票によりメールにて介護高齢課までお問い合わせください。

4 質問にあたっての留意事項

(1) 質問内容についてはまずは事業所の管理者に内容確認をお願いします。

※管理者自身が法令を遵守するだけでなく、従業員に対し法令遵守のために必要な指揮命令を行うことが、管理者の責務として義務付けられています。

(2) 質問票を提出する前に次頁の関係法令を確認し、質問内容に関する規定があるかどうか確認をお願いします。関係法令を確認しても規定が見つからない場合、または規定に関する解釈に疑義がある場合に質問票を送付してください

(3) 質問する際には基準省令（条例）、解釈通知、告示等の関係法令のどの部分の解釈に疑義があるのか具体的に明記してください。

5 回答方法

回答は電子メールで回答します。回答期間の目安は3～5営業日程度ですが、内容に応じて神奈川県や厚生労働省への問い合わせが必要となるため、それ以上の期間を要する場合があります。

6 関係法令

(参考資料)介護保険法の体系図

介 護 保 険 法		介護保険法施行令 介護保険法施行規則	
1 指定関係			
介護予防支援事業	基準	伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	H27伊勢原市条例第8号
	解釈通知	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について	H18 老振発0331003号 H18 老老発0331016号
地域密着型サービス	基準	伊勢原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	H25伊勢原市条例第9号
	解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について	H18 老計発0331004号 H18 老振発0331004号 H18 老老発0331017号
介護予防地域密着型サービス	基準	伊勢原市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	H25伊勢原市条例第10号
	解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について	H18 老計発0331004号 H18 老振発0331004号 H18 老老発0331017号
居宅介護支援事業	基準	伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	H30伊勢原市条例第10号
	解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について	老企第22号
2 介護報酬関係			
介護予防支援事業	基準	指定介護予防予防支援に要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第129号
	解釈通知	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H18 老計発0317001号 H18 老振発0317001号 H18 老老発0317001号
居宅介護支援事業	基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第20号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号
地域密着型サービス	基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第126号
	解釈通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H18 老計発0331005号 H18 老振発0331005号 H18 老老発0331018号
介護予防地域密着型サービス	基準	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第128号
	解釈通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H18 老計発0331005号 H18 老振発0331005号 H18 老老発0331018号
その他の報酬関係		厚生労働大臣が定める一単位の単価	H27 厚生労働省告示第93号
		厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護	H30 厚生労働省告示第218号
		厚生労働大臣が定める基準	H27 厚生労働省告示第95号
		厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	H27 厚生労働省告示第94号
		厚生労働大臣が定める施設基準	H27 厚生労働省告示第96号
		厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	H12 厚生省告示第29号
		厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法	H12 厚生省告示第27号
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	H18 厚生労働省告示第165号	
その他		通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて	H12 老企第54号